

(仮称) 対馬市市民基本条例（案）における地域との意見交換会
《巖原会場》

日 時：9月5日（月） 午後7時30分から午後9時まで

場 所：対馬市交流センター

出席人数：83人

（市民：59人、検討委員会委員：11名、ワーキング部会員：8名、事務局：5名）

検討委員会 加留部委員長の挨拶後、事務局より（仮称）対馬市市民基本条例（案）の概要説明を行い、その後、意見の集約を行った。

《参加者からの意見・質疑》

- 対馬市は長崎県でありながら、対馬市の基本条例制定の講師の先生をなぜ福岡県の先生にお願いしたのか。県内に適当な先生がいなかったのか、または他に理由があるのか。県政との結びつきは重要だと思われるが、棚に上げているのか。

（事務局）この条例の制定は長崎県下では対馬市が初であり前例がないこと、また、平成19年度に対馬市市民協働推進指針の策定を行った時の委員長が加留部先生であったため、対馬の状況にも詳しいため、委員長を依頼した。

→最後の閉会のあいさつ（松原政策補佐官）において、長崎県に相談し、紹介していただいた旨を説明。

- “是正は可能か”。今、進行中の新病院問題について、現行は市民への情報提供不足だが、来年度施行以降、この条例に基づいて市民は行動できるか。

（事務局）是正については条例の見直しを行っていくため、可能である。情報の提供、意見等を受けた場合は、条例施行後はこの条例に沿って行っていく。

- 常設型住民投票として、対馬に住む外国人の方々はどうなのか。住民として、投票権を有しているのか。

（事務局）今の選挙制度では、選挙権を有するのは日本国籍を有する20歳以上の者である。ご理解いただきたい。

- 市政に参加する権利とは、公民権の事を指しているのか。また、行政サービスを受ける権利とは、具体的にどんな内容・サービスか。応分の負担を負うとは、納税の事か。以上をわざわざ定めなければならないのか。

（事務局）この条例（案）は他の条例の最上位として提案させていただいている。当然のことではあるが、明文化することにより確認してほしいという意味がある。

- 個人情報保護と情報の共有化のバランスはどう考えてあるのか。

（事務局）条例内に明記することにより、情報の公開をすることを確認する意味がある。

- 第21条（情報の共有）について、分かりやすい情報の基準はなにか。

(事務局) いろいろな情報をお知らせする場面があると思うが、そのひとつひとつを丁寧に知らせることが必要である。とりあえず知らせるだけ、のような、行政側の自己満足の方法は望ましくない。いろいろな情報伝達手段を使って、市民にわかりやすく情報提供を行っていききたい。

- 第24条(パブリックコメント)について、インターネットが使用できない高齢者の声はどうするのか。

(事務局) 地域マネージャーが地域に入ることにより、人を集め、自ら意見を出せない人たちの意見を伺っていくという方法もあり、今後においてもその手法については、検討していきたい。

- 第29条(住民投票)について、有権者は20歳以上なのか。

(事務局) 正確には、公職選挙法による。

- 能率的で効果的な運営とあるが、職員の部署が1~2年で変わることによって流れが理解できなくなる(例:中心市街地などのまちづくり)。

(事務局) 職員はだんだん減っていくが、その中でベストなものを作りたいと思っている。

- 合併したのが平成16年3月1日、7年経った今頃、条例を制定するのか。今までは何をもとに行政してこられたのでしょうか。6町それぞれのルールを取捨選択してきたのでしょうか。

(事務局) 今までは国にならっていたが、今は地域主権の時代である。自分たちの地域のルールは自分たちで作る、自分たちで進めていく。行政も議会も、市民の皆さんと一緒にやっというのが今回の条例の主旨であると理解していただきたい。

- 第10条(議会の責務と役割)はいらないのではないか。議会基本条例が必要なのではないかと。また、第14条(組織体制)のような組織体制の整備ができるのか。

(事務局) 県下では議会基本条例を制定している自治体はある。しかし、今回の条例(案)ではそこまで踏み込んではいない。

- 対馬らしさに気がつくためにはどうしたらいいのか。

- 第30条(対馬らしさの追求)について、対馬らしさとは何か。少し具体的なものは何か。

(事務局) 自然体験や農業体験で来島した人と話をすると、自分たちの周りには当たり前のようにあるが、都会にはないことやものに気づかされる。話をすることにより、改めて対馬らしさに気づくことがあり、それを今後のまちづくりに繋げていきたいと考えている。

- 対馬市民のとらえ方について、説明資料の図を見ると、行政・議会・市民のそれぞれが独立している。それら全てをひっくるめて対馬市民ではないか。この図で行くと、行政・議会を除いた者が、応分の負担をしなければならないと取れる。

(事務局) 独立しているという意味ではなく、3者が協力し全体でやっという意味の図である。

- 少子化、高齢化、単身化（個別化）等の問題が起こった原因は何か。特に、対馬（離島）の過疎化はひどすぎる。

（事務局）人間性や生活形態は、自由、個性により多様化が進み、多様化によりバラバラになってきている。このため個別化が始まり、独居高齢者等が増えてきていると考えられる。

- この条例で市民が飯を食えるのか。豊かになるのか。

（事務局）飯が食える、ということではないが、自分が何かのためになっていると思わないとやっていけないと思う。自分の立ち位置を大事にしてほしい。

《条例（案）に対する意見等》

- 先を目標にした人づくりをすべきだと思います。良いリーダーは必要です。人づくりが根幹ではないでしょうか。子供を持つ親への教育をやってください。
- 危機管理体制の確立が必要。地域防災計画、地域住民への徹底。市民の身体、生命及び財産を守る（市政の基本理念ではないか）。これまで70年位は、災害時の避難場所、経路が市民に示されたことは全くなかった。家族では機会ある度に話し合っている。
- 何故、福岡の先生が、という意見が出たが、こういった分野の専門の先生はどこにもいるものではない。委員長の紹介について、事務局はもっと詳しく行ってほしかった。
- “団体等と連携、協力を図りながら”とあるが、“等”の部分が実は大事なのではないか。住民自身が声を出さないといけないのではないか。

